(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十一号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
広島県安芸郡坂町小屋浦一丁目九二五三番二五から同町小屋浦一丁目九二五三番一二まで	
広島県安芸郡坂町平成ケ浜一丁目三二一七番二地内	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月一日
(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十四号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
広島市中区基町一番一三から同市中区基町一番一〇まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月一日
(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百八十五号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
竹原市福田町字元浜二一〇番五から同市福田町字浜田一八八番七まで 東広島市安芸津町小松原字新開五九八番一から同市安芸津町小松原字宮之首一〇五九番二まで	
竹原市吉名町字森谷二四二四番一から同市吉名町字岩坪二四一一番三まで 呉市仁方町字戸浜三八番一から同市仁方町字戸浜四〇番三まで 東広島市安芸津町小松原字井手之鼻二四八番二から同市安芸津町小松原字小浜三二一番六まで 竹原市忠海床浦二丁目四一七四番一から同市忠海中町一丁目四三九九番三まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月一日
(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

労　働

最低賃金の廃止決定に関する公示

奈良労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第17条の規定に基づき、奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金（昭和62年奈良労働基準局最低賃金公示第９号）を令和８年３月31日限り廃止する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年４月１日

奈良労働局長　石崎　琢也

国家試験

令和８年度司法書士試験に関する公告

司法書士法（昭和25年法律第197号）第６条第１項の規定に基づき、令和８年度における司法書士試験を次のとおり行う。

令和８年４月１日　法務大臣　平口　洋

1　受験資格
年齢、性別、学歴等に関係なく、誰でも受験することができる。

2　試験期日
筆記試験　令和８年７月５日（日曜日）
口述試験　令和８年10月13日（火曜日）

3　試験の内容
(1)　憲法、民法、商法（会社法その他の商法分野に関する法令を含む。）及び刑法に関する知識
(2)　不動産登記及び商業（法人）登記に関する知識（登記申請書の作成に関するものを含む。）
(3)　供託並びに民事訴訟、民事執行及び民事保全に関する知識
(4)　その他司法書士法第３条第１項第１号から第５号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

4　試験の時間割等
(1)　指定時刻
司法書士法施行規則（昭和53年法務省令第55号）第６条第１項の時刻（以下「指定時刻」という。）として、午前の部については午前９時15分、午後の部については午後０時45分を指定する。
受験者は、指定時刻までに試験場内の試験室に出頭せず、又は係員の承認を受けないで試験室から退室したときは、その試験を受けることができない。
(2)　筆記試験
ア　時間割は、次のとおりである。

試験の内容	時間	
前記３の(1)	午前の部の指定時刻	午前９時30分から午前11時30分までの２時間
	午後の部の指定時刻	午前の部の指定時刻は午前９時15分 午後の部の指定時刻は午後０時45分